

ひのほら

11月号
令和3年
(2021年)
No.510

小沢地区上空より望む ～新たな施設が2つ誕生～

・・・主な内容・・・

令和3年度上半期財政状況の公表	2
監査結果報告	4
「秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券」について	5～6
檜原都民の森食堂業務等を営業される団体等の公募します	7
雪積時の除雪について	12
婦人がん検診（個別検診）のご案内	15
檜原村高齢者生活支援給付金の申請はお早めに	16

ひのほらファクトリー

森のおもちゃ美術館



令和3年度上半期 財政状況の公表

村の財政状況を毎年2回お知らせしておりますが、今回は、令和3年度上半期（4月～9月）の一般会計を中心にお知らせします。

令和3年度の一般会計予算は、上半期2回の補正を行い歳入・歳出とも、41億6,570万5千円（繰越事業19,283千円を含む）となっています。

令和3年度 上半期収支状況

(単位：千円)

会計別	予算額			収入済額	収入割合	支出済額	支出割合	備考	
	当初	補正	計						
一般会計	3,872,000	293,705	4,165,705	1,686,491	40.5	937,999	22.5	・収入の〈 〉は、一時借入金 ・支出の〈 〉は、特別会計に一時繰出	
特別会計	国民健康保険特別会計	348,000	25,711	373,711	131,561	35.2	122,285	32.7	
	事業勘定直診勘定	233,000	7,203	240,203	58,642	24.4	86,549	36.0	
	簡易水道特別会計	188,000	7,240	195,240	24,784	12.7	56,462	28.9	
	都民の森管理運営事業特別会計	125,000	9,312	134,312	7,874	5.9	40,608	30.2	
	下水道事業特別会計	290,000	35,533	325,533	17,550	5.4	103,326	31.7	
	介護保険特別会計	493,000	18,107	511,107	193,701	37.9	169,206	33.1	
	介護サービス事業特別会計	54,000	742	54,742	10,853	19.8	26,940	49.2	
	後期高齢者医療特別会計	86,000	732	86,732	16,592	19.1	25,758	29.7	
	合計	5,689,000	398,285	6,087,285	2,148,048	35.3	1,569,133	25.8	

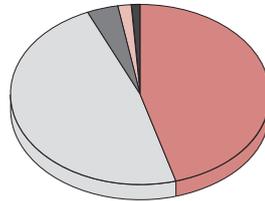
※特別会計の収入済額欄に記載してある()は、一般会計からの一時繰入額です。

※一般会計には繰越事業費(19,283千円)が補正欄に含まれています。

村税の状況

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	92,648	54,541	58.9
固定資産税	97,185	66,611	68.5
軽自動車税	7,976	7,629	95.6
村たばこ税	3,591	1,946	54.2
特別土地保有税	1	0	0.0
入湯税	1,720	609	35.4
合計	203,121	131,336	64.7



■ 村民税
■ 固定資産税
■ 軽自動車税
■ 村たばこ税
■ 特別土地保有税
■ 入湯税

歳入

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	203,121	131,336	64.7
地方譲与税	35,130	15,863	45.2
利子割交付金	200	107	53.5
配当割交付金	1,200	361	30.1
株式等譲渡所得割交付金	700	0	0.0
法人事業税交付金	300	1,936	645.3
地方消費税交付金	37,000	27,725	74.9
自動車取得税交付金	1	0	0.0
環境性能割交付金	2,500	781	31.2
地方特例交付金	1,037	1,037	100.0
地方交付税	1,410,515	924,463	65.5
交通安全対策特別交付金	600	646	107.7
分担金及び負担金	3,413	1,037	30.4
使用料及び手数料	34,024	16,089	47.3
国庫支出金	323,000	36,794	11.4
都支支出金	1,404,313	392,115	27.9
財産収入	6,709	1,693	25.2
寄附金	850	487	57.3
繰入金	369,920	0	0.0
繰越金	131,857	131,857	100.0
諸収入	148,804	2,164	1.5
村債	50,511	0	0.0
合計	4,165,705	1,686,491	40.5
一時借入金		500,000	—
合計		2,186,491	52.5

歳出

(単位：千円)

科目	予算現額	支出済額	支出率(%)
議会費	78,200	41,006	52.4
総務費	841,568	271,908	32.3
民生費	730,602	181,519	24.8
衛生費	315,905	125,141	39.6
農林水産業費	974,430	58,430	6.0
商工費	136,348	41,074	30.1
土木費	432,780	10,959	2.5
消防費	118,293	50,629	42.8
教育費	312,325	90,074	28.8
災害復旧費	86,000	16,300	19.0
公債費	102,524	50,959	49.7
諸支出	24,102	0	0.0
予備費	12,628	0	0.0
合計	4,165,705	937,999	22.5
一時繰入金		209,000	—
合計		1,146,999	27.5

※1,000円未満の数値は端数調整していますので、実際の額と異なる場合があります。

※繰越事業費(19,283千円)が含まれています。

令和3年度檜原村一般会計当初予算

消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員人件費は除く）に充てるものとされています。

令和3年度檜原村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 21,427千円
 【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 671,909千円

（単位：千円）

区 分	事 業	予 算 額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一般財源	うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）
			国都支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	31,570	17,030	0	0	14,540	1,672
	障害者福祉事業	128,270	100,145	0	0	28,125	3,234
	老人福祉事業	42,826	21,144	0	37	21,645	2,489
	児童福祉事業	184,125	132,840	0	2,710	48,575	5,585
	小 計	386,791	271,159	0	2,747	112,885	12,980
社会保険	国民健康保険事業	51,651	31,282	0	0	20,369	2,342
	後期高齢者医療事業	53,828	50,113	0	0	3,715	427
	介護保険事業	93,068	70,000	0	0	23,068	2,652
	小 計	198,547	151,395	0	0	47,152	5,421
保健衛生	保健衛生事業	65,845	54,061	0	0	11,784	1,355
	予 防 事 業	8,743	5,230	0	0	3,513	404
	成人保健事業	11,983	975	0	0	11,008	1,267
	小 計	86,571	60,266	0	0	26,305	3,026
合 計	671,909	482,820	0	2,747	186,342	21,427	

※予算額欄は、各事業費から事務費や事務職員人件費を除いた額を計上しています。

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

決算審査

1 審査の対象

- (1) 令和2年度檜原村一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和2年度檜原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和2年度檜原村簡易水道特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和2年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和2年度檜原村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和2年度檜原村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和2年度檜原村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和2年度檜原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和2年度檜原村基金運用状況

2 審査の期間

令和3年8月12日(木)・8月13日(金)・8月18日(水)

3 審査の手続

村長より提出された令和2年度各会計の決算書の計数に誤りはないか、予算の執行が関係法令に則り適正かつ効率的になされているか等に主眼をおき、関係諸帳簿と証拠書類との照合を行い、必要に応じて、関係職員の説明を求めるとともに、現地調査も実施し審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された令和2年度各会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係諸帳簿及びこれに関する書類等との照合の結果、決算の計数は、いずれも符合し、内容も適正と認められた。

又、財産の運用状況についても、基金にあっては、より有利で安全かつ確実性のある適切な管理がなされていると認められた。

※報告書全文については、檜原村ホームページで閲覧することが出来ます。

例月出納検査

1 審査の対象

令和3年度8月分 檜原村一般会計及び7特別会計

2 審査の期間

令和3年9月27日(月)

3 審査の手続

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。

4 審査の結果

令和3年度8月分、一般会計及び7特別会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

お知らせ

「秋川渓谷プレミアム付デジタル商品券」発行に続き 「檜原村限定のプリペイドカード型商品券」を配付します

檜原村では、新型コロナウイルス感染症の影響による度重なる外出自粛や営業自粛などにより低迷している村内の経済活性化、キャッシュレス決済の推進を目的として、あきる野商工会が実施する『秋川渓谷プレミアム付デジタル商品券』事業に併せて、取扱店に登録した檜原村にある事業者のみで使用できる**檜原村限定のプリペイドカード型商品券（15,000円分）**を配付いたします。

この機会に、プリペイドカード型商品券を使い、キャッシュレス決済を選択肢のひとつとしてご活用ください。

○事業概要

村内のみで利用できる「檜原村限定」のプリペイドカード型商品券を無償で配付します。

○発行額

1人につき15,000円相当のプリペイドカード型商品券（1枚）

○利用可能な取扱店

秋川渓谷プレミアム付デジタル商品券の取扱店に登録した**檜原村にある取扱店のみ**で利用できます。

取扱店については、プリペイドカード型商品券発送時に同封する取扱店一覧チラシ又は村ホームページ等で確認することができます。

○利用期間

プリペイドカード型商品券がお手元に届いてから、令和4年2月14日（月）まで

○対象者

令和3年7月1日現在、檜原村に住所を有する村民の方が対象です。

○発送方法

11月上旬に、世帯主宛てに世帯単位で簡易書留により発送いたします。

◎ 問い合わせ先

○対象者・発送方法について

檜原村企画財政課企画財政係 TEL 042-598-1011（代）

○プリペイドカード型商品券の使用・取扱店などについて

あきる野商工会 TEL 042-559-4511

檜原村産業環境課観光商工係 TEL 042-598-1011（代）

お知らせ

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513

FAX 042-598-0047

「秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券」 スマートフォン型商品券を2次販売します

あきる野商工会では、檜原村・あきる野市の支援のもと、新しい日常における住民の生活を応援する事業として、村内・市内の店舗で使用できる30%のプレミアムが付いた『秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券』事業を実施しています。

8月16日から9月6日まで購入申込みを受け付けていましたが、スマートフォン型商品券については、申込数が販売数に達しなかったため、2次販売します。

購入を希望する場合には、事前に申込みが必要で、申込み多数の場合には抽選となります。詳しくは申込専用サイトをご覧ください。

【スマートフォン型商品券の2次購入申込方法】

対象者：檜原村・あきる野市在住者及び在勤者

※既に購入した方も、申し込みができます。

申込期間：11月24日（水）から12月7日（火）まで

申込方法：申込専用サイトで申し込み

<https://amarys-jtb.jp/akirunopre20212/>

抽選結果（当選のみ通知）：12月14日（火）からメールで送信

購入方法：当選メールに記載されている購入専用サイトから、クレジット決済で購入

購入期間：12月14日（火）から12月27日（月）まで

【秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券の概要】

内容：13,000円分（A券7,000円分・B券6,000円分）のデジタル商品券を1セットとし、10,000円で販売します。購入は1人3セットまでとなります。

A券7,000円分：全ての取扱店で利用可能 B券6,000円分：大型店での利用不可
※大型店とは、檜原村・あきる野市に本店登記（機能）がなく、一般の店舗に比べて規模が大きな量販店等とします。

利用期限：令和4年2月14日（月）まで

利用制限：このデジタル商品券は、ビール券、お米券、図書カード、他の商品券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや、決済収納代行業務に伴う支払い（オンライン商品、配送、チケット等）、国・地方公共団体への支払い（公共料金、社会保険料、介護報酬等を含む）、行政指定のごみ袋、ごみシール、たばこの購入、また、公序良俗に反するものには利用できません。

ホームページ：<https://premium-gift.jp/akiruno2021/>



◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511

檜原都民の森食堂業務等を 営業される団体等を公募します

檜原村では、東京都より指定管理者の指定を受け、管理運営を行っている「東京都檜原都民の森」の施設内にある食堂及び売店の営業をされる団体等を次のとおり公募します。

- 【施設名】 東京都檜原都民の森
- 【所在地】 檜原村7146番地 森林館内食堂、駐車場内売店
- 【応募資格】 檜原村内に住所を置く又は置こうとする法人または団体
- 【契約形態】 東京都と檜原村との基本協定に基づく業務の委託
- 【委託期間】 令和4年4月1日～令和7年3月31日まで
- 【申し込み期間】 令和3年11月10日（水）～令和4年1月14日（金）まで
- 【書類等の配付】 檜原都民の森管理事務所 休園日を除く午前9時～午後5時まで
（檜原都民の森ホームページからもダウンロードできます。）

※その他詳細については、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 檜原都民の森管理事務所 TEL 042-598-6006
（休園日を除く午前9時～午後5時まで）

檜原村ハザードマップの更新について

令和2年度に東京都が秋川・平井川流域浸水予想区域図を改定しました。これを受け、村では、今年度新たに「檜原村洪水ハザードマップ」を作成いたしました。また、洪水ハザードマップの作成に合わせ、令和元年10月に作成した「檜原村土砂災害ハザードマップ」も併せて更新いたしました。

新たに作成した「檜原村洪水ハザードマップ」及び更新した「檜原村土砂災害ハザードマップ」は、村ホームページにて公開しておりますので、ご活用ください。

村HPアドレス：<https://www.vill.hinohara.tokyo.jp>

また、今回作成したハザードマップは、スマートフォン向けアプリ「Avenza Maps®」にて、公開しております。無料でダウンロード可能ですので、是非、ご活用ください。

ご利用にあたっては下記の二次元コードよりアクセスし、アプリ内の「マップストア」よりダウンロードしてください。

iOS端末（QRコード）



Android端末（QRコード）



なお、村ホームページやスマートフォン向けアプリでハザードマップの閲覧が困難な方は、紙に印刷したハザードマップを総務課にて配布いたしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

檜原村若年世帯定住促進事業 補助金について

「檜原村若年世帯定住促進事業補助金」は、村内において新たに住宅を建築・購入する若年世帯に対して補助金を交付する村の制度です。

補助要件 ①檜原村内に在住する世帯または転入世帯

②夫婦の満年齢が夫婦合わせて90歳未満の世帯

中学生以下の子どもがいる場合は、夫婦の満年齢が夫婦合わせて100歳未満の世帯
単身者の場合は、50歳未満の者

③檜原村内の建築業者が建築した住宅であること

④檜原産の木材を使用した住宅であること

補助金額 建物（建築・購入）価格の15%（転入世帯は10%）限度額100万円

檜原村に親世帯等が1年以上住所を有している場合には、上記の金額に100万円を加算
詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 Tel 042-519-9556

檜原村に住み続けるための 土地造成事業補助金について

檜原村では居住可能な土地が少なく、平坦地に比べて住宅用地の造成工事に係る費用もかかることから、村内に自己所有の住居を有し居住している方が引き続き村内に住み続けるために、その家屋が建っている土地及び隣接する本人の土地に住居を新築、増改築等を行うための土地の造成工事の一部を補助します。

補助金を受けることができる方

村内自己所有の住居に10年以上継続して居住し、補助金交付後も引き続き10年以上居住する意思のある方。

造成工事とは

自らが所有している家屋の建替え、増改築等に伴い、新たに必要となる土地（※）の造成工事（石積、ブロック積等）をいいます。※補助対象者が自ら居住に使用する土地をいいます。

補助金額

村内の建設業者との請負契約を締結し、支払いをした造成工事代金の2分の1（上限100万円）
詳しい内容・条件等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 Tel 042-519-9556



11月の消費生活相談

一人で悩まずご相談ください [秘密厳守]

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

相談できること

電話勧誘販売 訪問販売 通信販売 一方的な商品の送り付け
心当たりのないインターネットの請求 契約トラブル 多重債務

その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることなどお気軽にご相談ください。

日時 11月24日(水) 午後1時～3時

場所 檜原村役場3階 302会議室

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122

税理士による相続税の無料相談会のお知らせ

税の専門家である税理士が、秘密厳守で個別に相続税のご相談に応じます。

ご予約の上、お気軽にお越しください。

日時 12月8日(水) 午後1時30分～4時30分

場所 檜原村役場3階住民ホール

定員 6人(予約先着順) 1人30分

◎ 問い合わせ先 青梅税務署総務課 TEL 0428-22-3185
◎ 予約 村民課村民保険係 内線 111・116

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、空家、老後の相談、その他法律問題などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越しください。

日時 12月9日(木) 午後1時～4時

(受付時間 午後0時50分～3時30分)

場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116
東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

12月の人権・行政相談

日 時 12月9日(木) 午後1時～3時まで 場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

12月4日から10日は「人権週間」です

日常生活における悩みごとはありませんか？村では毎月第2木曜日の午後1時から3時まで、人権擁護委員による人権相談を開設しています。お気軽にご利用ください。

なお、相談日には行政相談委員による行政相談も併設しています。

◇夜間人権ホットライン

人権侵害や日常生活上の法律問題について、弁護士による法律相談を電話でお受けします。困っていることがありましたらお気軽にご相談ください。個人の秘密は厳守します。

日 時 12月7日(火) 午後5時～8時 相談電話 03-6722-0127

相談時間 1人あたり10分程度 費用 無料

◎ 問い合わせ先 (公財)東京都人権啓発センター TEL 03-6722-0124又は
TEL 03-6722-0125

110

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生していることから、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

日時 令和3年11月12日(金)～18日(木)

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時

土曜日・日曜日 午前10時～午後5時

「女性の人権ホットライン」電話番号 0570-070-810(全国共通)

※上記強化週間以外も、平日午前8時30分～午後5時15分まで相談に応じています。

◎ 問い合わせ先 東京法務局人権擁護部第二課 TEL 0570-011-000(ナビダイヤル)

～今月の納期～ 11月30日(火)です

- ・固定資産税第4期
- ・国民健康保険税第5期
- ・介護保険料第5期
- ・後期高齢者医療保険料第5期

納め忘れのないようお願いいたします。

マイナンバーカードの電子証明書の更新について

○マイナンバーカードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があります。

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。有効期限通知書に同梱のパンフレットに更新手続きのご案内があります。

○更新手続きについて

電子証明書の更新方法には、更新手続きを行う方が「本人」もしくは「代理人」かの2通りあり、「本人」の住所地の市区町村窓口で手続きできます。

事前に下記問い合わせ先にて予約を済ませてから、檜原村役場1階村民課窓口までお越しください。

手続きを行う方	手続きに必要なもの
本人の場合	① マイナンバーカード ② 有効期限通知書
代理人の場合	① 本人のマイナンバーカード ② 有効期限通知書 ③ 照会書兼回答書に必要事項（暗証番号については、現在設定されているもの）を記入のうえ、専用封筒に入れられたもの。 ④ 代理人の本人確認書類（写真付きなら1点、それ以外の場合は2点必要）

マイナンバーカード及び電子証明書更新手続きに関して

マイナンバーカード及び電子証明書の更新案内が届いた方に、代理で更新手続きをすることによって、マイナンバーカードと暗証番号をだまし取ろうとする不審な電話に注意してください。**見知らぬ第三者にマイナンバーカード及び暗証番号を渡してはいけません。**

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

令和3年度分（令和3年7月分から令和4年6月分まで）の免除等の受付は令和3年7月1日から開始されています。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、お近くの年金事務所にご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

環境・下水道

積雪時の除雪について

積雪時における除雪については、幹線道路である都道を優先的に行っており、村道や生活道（林道や農道を生活の為に利用している道）については、都道の除雪が終了した後に行うこととなります。

都道や村道及び生活道で、除雪のための機械が通れる所については、除雪が出来る機械を所有している業者が、地域を分担して、効率的に除雪を行うようにしておりますが、除雪が行われる時間が前後することや積雪時の量や回数によっては、除雪作業工程が変化することがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、道路の状況等によっては、村で除雪が出来ない地域もございますので、住民の皆様をお願いしているところですが、除雪を行った際には、自治会ごとのご報告をお願いいたします。

なお、除雪後に散布する融雪剤については、11月下旬より各地区に配布する予定ですので、不足した場合等については、産業環境課建設係までご連絡をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課建設係 内線 124・131

受益者分担金のお支払いはお済みですか？

令和3年度に公共下水道が供用開始された区域の皆様には、今年6月に『受益者分担金納入通知書』を送らせていただいております。

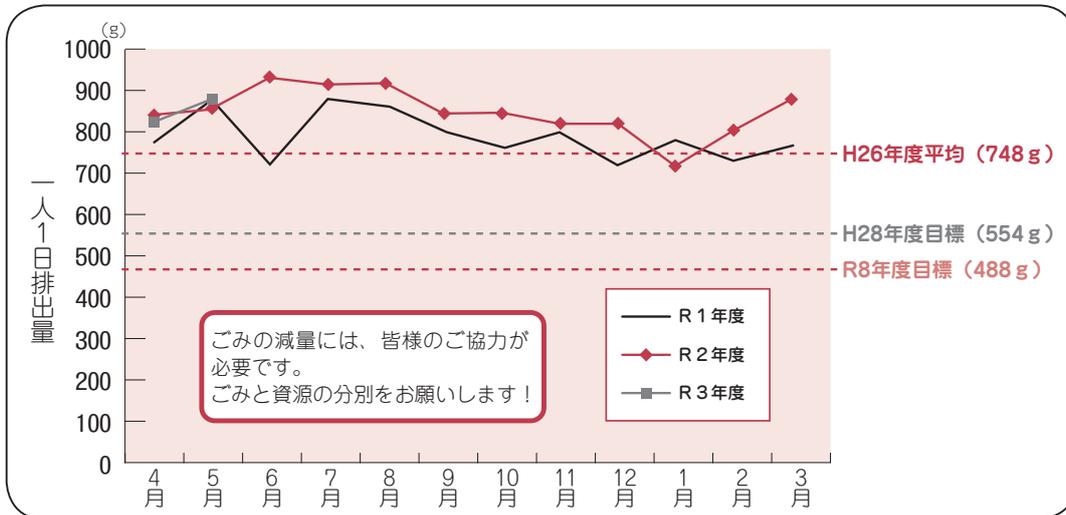
まだ納入手続きがお済みでない方は、お早めに納入してください。納入期限は令和4年3月31日となっております。

また、お心当たりのある方で納入通知書を紛失してしまったなど、ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までお気軽にお電話ください。

環境衛生の向上、秋川の水質保全のため、お早めに公共下水道へ接続するようご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

一人1日ごみ排出量（資源を除く）



※平均値について
令和3年8月広報まで平成22年度量を基準としていましたが
平成26年度より小型電子家電の区分が燃えないごみから資源ごみへ変わったため、平成26年度量を基準としています。



皆様一人ひとりが毎日出しているごみの量をグラフにしたものです。

- 資源になる物は必ず資源へ！
- 粗大ごみにする前に再利用や譲り合いを！
- ごみの出し方で迷ったら生活環境係へ

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

環境
水道

～クマに気をつけましょう～

今年もクマの目撃情報や死傷事故が全国で発生しております。檜原村では、今年度に入り9月末までで3件の目撃情報があります。

●クマを自宅付近に近づけないためには

- ・夜間にゴミ集積所にごみを出さないでください。
- ・収穫予定のない柿や栗などは撤去してください。
- ・バーベキューで出たごみや鉄板の管理を徹底しましょう。



※近隣では鉄板を舐めていたクマが目撃されています！→その後、その個体は民家付近に近づくようになりました。

●クマと出会わないためには

- ・自分の存在をクマに知らせるためにラジオや鈴などで音を出しながら行動する。
- ・早朝や夕方に活発に行動するため、この時間の外出は極力避ける。
- ・目撃や出没情報のあったところには近づかない
- ・クマの新しい痕跡（糞・爪あとなど）があった際には十分気をつける

●クマに出会ってしまったら、...

- ・まずは落ち着きましょう
- ・子グマのそばには必ず母グマがいます。母グマは特に攻撃的になりやすいので、子グマを見かけた際は要注意！
- ・走って逃げないでください！クマには「逃げるものを追う」習性があるといわれています。背中を見せて逃げると追ってきます。
- ・クマとの距離が離れている場合、近い場合とでは対応方法が異なります。
- ・クマがこちらに気づいていない場合にはゆっくりと立ち去る。
- ・距離が近く、クマが気づいている場合、大声などは出さず、クマを刺激しないように、かつ、クマから目を離さずゆっくりと静かに後退しましょう。
- ・クマとの間に立木などを挟めば突進を防ぐことができます。
- ・クマは視覚があまりよくないため、立ち上がり、臭いで確かめようと行動します。威嚇^{いかく}ではありません。

※クマに攻撃されたときは頭部や首などの急所を守ってください。すばやく地面の窪みや岩陰にうずくまり、両手で頭部や首をガードしましょう。

- ・山野に入る場合はクマスプレーやクマ鈴を携帯することも身を守る一つの方法です。

●村内で、クマを目撃した場合は^{ただ}直ちに役場または警察に連絡をお願いいたします。その際は、「日時」、「場所」、「時間」、「頭数」、「クマの行動」をお知らせください。

自然に囲まれた檜原村では、さまざまな野生獣が生息しています。クマは国内でも希少な大型哺乳類であり、東京都内では狩猟捕獲が禁止されています。

過度に恐れることはありませんが、クマも村内で生息しているということを忘れずに、遭遇しないために何ができるかを考えることが重要です。

クマによる人身被害を防止するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

〈広告〉



KEIKOKU
GLAMPING & BBQ

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

福祉・けんこう

11・12月の栄養相談

【日時】 11月24日(水)・12月8日(水)
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、管理栄養士・保健師がご相談に応じます。

12月の 精神保健巡回相談

【日時】 12月13日(月)
午後2時～4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

婦人がん検診(個別検診)のご案内

10月に福祉センター及びやすらぎの里で実施される婦人がん検診(集団検診)を受けられなかった方や、個別での検診受診を希望される方を対象に、婦人がん検診(個別検診)を実施しています。
医療機関：公立阿伎留医療センター(受診人数に制限があります)

日程：令和3年11月4日(木)から令和3年12月15日(水)までの平日
*乳がん検診については月・火・金曜日

申込先：やすらぎの里(福祉けんこう課けんこう係) 042-598-3121

申込期限：令和2年12月3日(金)

検診内容：乳がん検診(マンモグラフィ)・子宮頸がん検診

*乳がん検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上

*婦人がん検診(個別検診)については、檜原村ホームページも併せてご覧ください。

*受診日の1週間前までにお申し込みください。

福祉・けんこう

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください!



豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機



自動洗浄
トイレ

補聴器の
お取扱い



比べてみれば、
やっぱり
近くの電気屋さん♪



アコス **三十三電気**

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

檜原村高齢者生活支援給付金の申請はお早めに！！

令和3年8月に各世帯へお送りした「高齢者生活支援給付金」の申請期間は

令和3年11月25日（木）までです。

申請がまだお済でない方は、お早めに申請してください。

- ①事業概要 65歳以上の高齢者に、現金5,000円を給付します。
- ②申請方法 8月に発送した申請書に必要事項を記入し、本人確認等の必要書類を添付のうえ、返信用封筒により郵送で申請してください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

こちら包括支援センターです！！

介護保険制度について（其の3） ～介護予防・日常生活支援総合事業～

今月は介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）について説明します。総合事業は介護保険法の地域支援事業に定められた事業で、区市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対して効果的かつ効率的な支援等を行うことを目指すとされています。

檜原村では平成29年度からスタートし、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービスには、訪問型サービスと通所型サービスがあり、サービスを利用するには、要支援の認定を受けるか、簡易的な25項目チェックリストによって事業対象者と認定される必要があります。

また、一般介護予防事業は3種類の事業を実施しており、65歳以上の方であればどなたでも利用することができます。お申込みやお問い合わせは、地域包括支援センターまでご連絡ください。

サービスの種類と対象者は次のとおりです。

	サービスの種類	サービスの対象者
介護予防・生活支援サービス	訪問型サービス	要支援者及び事業対象者
	通所型サービス	要支援者及び事業対象者
一般介護予防事業	がんばんべえ（介護予防教室）	65歳以上の方
	巡回型介護予防教室（介護予防教室）	65歳以上の方
	地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリ専門職の派遣）	65歳以上の方

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

福祉・けんこう

11月は児童虐待防止推進月間です！

～189（いちはやく）「だれか」じゃなくて「あなた」から～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。そのため、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

これらの総合的な対策が地域に根つき、効果的に実施されていくためには、援助関係者を含む各界各層の幅広い国民の理解を深めていくことが不可欠であることから、

11月を「児童虐待防止推進月間」として、児童虐待防止に対する深い関心と理解をいただけるよう取り組んでいます。

○児童虐待とは・・・

【身体的虐待】殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだす など

【性的虐待】子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

【ネグレクト】乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

【心理的虐待】言葉により脅かす、無視する、きょうだい間での差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

○子どもを虐待から守るために・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが大変重要です。

また、ご自身が出産や子育てに悩んだときにも児童相談所や檜原村子ども家庭支援センター窓口にご連絡してください。

匿名で結構です。秘密は守ります。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

◎ 連絡先 檜原村子ども家庭支援センター TEL 042-598-3122
立川児童相談所 TEL 042-523-1321
児童相談所全国共通3桁ダイヤル TEL 189(イチハヤク)
※お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。

じん臓機能障害者等通院交通費 助成事業について

じん臓又は小腸の機能に障害を有する方が、医療機関において人工透析療法又は、中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費を支払った場合に、通院交通費の一部を助成しております。当事業に該当する方で申請をされていない方は是非ご活用ください。

詳しくは、担当課へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

HIV検査を受けてみませんか？

西多摩保健所では東京都の「エイズ予防月間」キャンペーンの時期に合わせて、HIV検査を実施いたします。その他にも、保健所では常時エイズや性感染症に関する相談に応じています。心配があったら相談と検査を！

検査日時：12月7日(火) 午後2時～4時

結果日時：12月14日(火) 午後2時～4時

結果返却は本人来所が必要なため、両日とも来所可能な方のみ検査を受けられます。証明書等の発行はしません。

場 所：西多摩保健所2F

検査内容：HIV抗体検査、梅毒抗体検査

希望者には性感染症検査(クラミジア感染症・淋菌感染症)も実施します。

HIV検査で正確な結果を得るためには、感染機会があってから原則60日以上経過してから受けるようにしてください。

申込み：要予約10名まで。匿名・無料。

新型コロナウイルスの流行状況により、中止となる場合がありますので、ご了承ください。

◎ 申し込み・問い合わせ先 西多摩保健所保健対策課
感染症対策担当 TEL 0428-22-6141

〈広告〉

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 きしの防災

東京都知事許可(般28)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2
(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

その他

ご寄付ありがとうございました (令和3年度上半期分)

■ふるさと納税制度に伴う寄付金

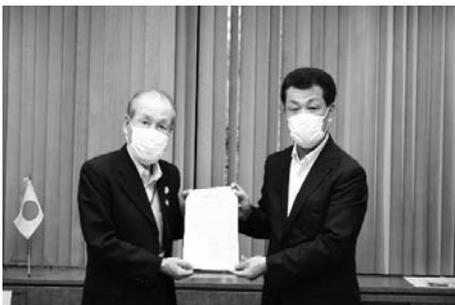
滋賀県栗東市在住	梅 林 美 雪 様	10,000円
東京都立川市在住	天 野 正 一 様	20,000円
東京都板橋区在住	宮 崎 誠 様	20,000円
東京都小金井市在住	浅 井 信 行 様	10,000円
大阪府羽曳野市在住	前 田 真 一 様	10,000円
匿名	1名	20,000円
合 計	6名	100,000円

■その他の寄付

株式会社セイショウ 様
防犯カメラ 4台
レコーダー 1台
モニター 1台
※学校の防犯用として

明治安田生命保険相互会社 様
407,000円
※新型コロナウイルス感染症対策として

ご寄付頂きました。誠にありがとうございました。



株式会社セイショウ 様 (右)



明治安田生命保険相互会社 様

令和3年10月1日付人事異動

氏名	新職名	旧職名	備考
金田 篤	教育課社会教育係主査	総務課総務係付主任 オリンピック・パラリンピック派遣	昇任

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

☆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿から、くじで無作為抽出した名簿を基に全国の地方裁判所で作成します。

令和4年の名簿に登録される人数は、全国で約23万3000人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約453人に1人）。

☆裁判員候補者名簿記載通知について

令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします（令和4年1月1日時点で20歳以上の方に限られます。）。この通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申出ができる時期に制限はありません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた後に辞退を申し出いただくことも可能です。

裁判員裁判を実施するにあたっては、裁判員候補者の皆さまに安心して参加いただけるよう、各地方裁判所において、「三つの密」を避けるなどの様々な新型コロナウイルス感染症対策を行っています。皆さまの積極的なご参加をお願いします。

裁判員制度の詳しい情報はこちらへどうぞ

裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/>



<名簿記載通知の発送用封筒(サンプル)>



電気ストーブ火災を防ごう

これからの時期、気温も低くなることから電気ストーブなどの暖房器具が活躍する季節となりました。電気ストーブは、「火を使わない」ことで火災になりにくいと思われているようですが、電気製品やコードなどから出火する電気火災が増加傾向にあります。その中でも、火災件数、死者数共に最も多く発生しているのは電気ストーブです。

東京消防庁が行った実験では、電気ストーブの前面10cm以内に物を置くと、ストーブに接触していなくても燃えやすい物から発火する可能性が確認されています。

寒い冬に安心して使用していただくため、下記のことにご注意してください。

- ・ 外出、寝る前には必ず消す。
- ・ 燃えやすいものは近くに置かない。
- ・ 使わないときは電気プラグをコンセントから抜く。
- ・ 電気プラグやコードが痛んでいたら使用しない。
- ・ 使用前に取扱説明書をよく読む。

以上、5つの項目に気を付けていただき、温かく安全な冬をお過ごしください。

◎ 問い合わせ先 秋川消防署檜原出張所 TEL 042-598-0119

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

厚生労働省では、11月を『労働保険未手続事業一掃強化期間』と定め、労働保険制度の周知及び加入促進に努めています。

労働保険（労災保険・雇用保険）は、原則、一人でも従業員を雇っている事業について加入が義務付けられています。

また、加入していない事業主の方は、所在地管轄の労働基準監督署・ハローワークで手続きを行ってください。

※詳しくは、青梅労働基準監督署又はハローワーク青梅までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 青梅労働基準監督署労災課 TEL 0428-28-0392
ハローワーク青梅雇用保険課 TEL 0428-24-8623

その他

都税事務所からのお知らせ

① 11月は個人事業税第2期分の納期です

令和3年11月30日（火）までに、お納めください。納付される際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非対面式のキャッシュレス納税（スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等）のご活用をお願いいたします。なお、同感染症の影響により納税が困難な場合は、申請により1年間納税を猶予する制度があります。詳細は、HPまたは下記問合せ先へ。

② 新型コロナウイルス等感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する減額要件の緩和について（不動産取得税）

耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、耐震改修後の住宅への入居が遅れた場合、不動産取得税の減額要件が緩和されます。

詳細は、主税局HPまたは下記問合せ先へ。

◎ 問い合わせ先 八王子都税事務所 TEL 042-644-1111

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.65



「左から、高橋春香、工藤里奈、大倉悠揮、
齊藤隼人、土井智子、土井卓哉」

どい たくや
土井 卓哉 (和田在住)



この部材は何になるのか？をうご期待！

着々と地域おこし協力隊の任期終了が近づいてきています。私が以前から思い描いていたキャンプ場と、木工品の製作販売するお店の経営をこの檜原村で実現する為に只今準備に奮闘中です。特に木工製品に関しましては、檜原村産の木材にこだわりデザイン製作を行っています。たくさんの種類の製品がお店に並び、そしてより多くの方々に見て触れていただき檜原村産の木材のPRに繋がるよう日々製品化に向けて励んでおります。こんな私ですが檜原村定住に向けて、引き続きたくさんの方々にお世話になると思っておりますが、何卒宜しくお願い致します。

どい ともこ
土井 智子 (和田在住)

いよいよ、山々が色づく紅葉の季節となりましたね！この季節の窓からの景色は、まるで絵画を見ているような気持ちになり、心を豊かにしてくれます。

この景色を求めて、村外からも人が訪れるようになりますが、いつ何時、何が起こるか分かりません。その時に備えられるようにと、秋川消防署で普通救命講習を受けてきました。以前、訓練の様子は見たことはありますが、実際にやってみるととても大変で、数分間で汗だくに。そして命に向き合うという緊張感がありました。1人では大変なことも、2人、3人とみんなで助け合えば、誰かを救うことができるかもしれないという事も知り、それは普段の生活にも通じることだと感じました。



今年は我が家の畑で初めて
かぼちゃが採れました！

おおくら ゆうき
大倉 悠揮 (宮ヶ谷戸在住)

私が着ている赤い協力隊Tシャツとの付き合いもあと半年弱となります。

そして今月はおもちゃ美術館がオープンしました！旧北檜原小学校の解体から約2年、隣で見守ってきましたが、とうとう完成したのかと思うと感慨深いものがあります。小沢地区でシンボリックな存在だった旧北檜原小学校も素敵でしたが、このおもちゃ美術館が新しいシンボルとして小沢地区の顔になり、地域がより活気づいてくれると幸いです。



懐かしの旧北檜原小学校

くどう りな
工藤 里奈 (出畑在住)

檜原村で迎えた2度目の秋。すーっと冷たい風が身体を巡り、冬支度を急がせます。さて、最近嬉しいことがありました。協力隊は移住希望者に、空き家のご案内等を行っています。私が以前ご案内した女性と村内でばったり再会！お話を聞いてみると、「まずは檜原村を知るために村内の事業所で働きたしたのよー！」と嬉しい報告を受けました♪今は、檜原村に通いながら条件に合う空き家物件を探されているそうです。檜原村の文化や生活に惹かれていく人が沢山います。もちろん私もその一人です。移住した私にだから出来ることがあると信じて、引き続き活動していきます！



移住して料理の腕も上がりました！

さいとう はやと
齊藤 隼人 (上元郷在住)



秋の青空にコスモスがよく映えます！

日が短くなった上に、曇りがちの天気が続くと、洗濯物の行き場に悩みます。青空を見ると布団まで干したくなりますね♪

先日、村内の畑で草取りをしていると背丈の高いコスモスを発見しました。2mはゆうに超えていると思われます。見上げると、コスモスの花の奥にはたくさんのトンボの姿。少し前には、道を歩いていると金木犀のいい香りがしていました。更には穂紫蘇をいただき、食卓でも秋を堪能中です！

視覚に嗅覚に味覚に…まさに五感を使って檜原村の秋を楽しむことができ、日々の幸せを感じています。

学校だより

いま、檜原中学校では

【 教育目標 ・ 学び考える人 ・ 心の豊かな人 ・ たくましい人 】

稽古照今～檜原の未来を展望して～

9月14日(火)～16日(木)の3日間、3年生は修学旅行で奈良・京都へ行ってきました。1日目は奈良の薬師寺や興福寺、東大寺などを訪れました。2日目は京都の寺社仏閣を訪れたり、体験学習で漆器に蒔絵を描いて小物を作ったりしました。3日目は伏見稲荷大社や神護寺などを訪れました。

生徒たちは修学旅行を通して、日本の文化遺産にふれ、伝統や文化を守る大切さを学ぶとともに、檜原村との違いを知り、檜原村で生かせることについて考えることができました。



職場体験

9月15日(水)～17日(金)の3日間、2年生は職場体験を行いました。働くことの意義や目的を学び、自分の将来について考えることができる大切な機会となりました。ご協力いただいた村内の施設・事業所の皆さま、大変お世話になり、ありがとうございました。

檜原都民の森	東京チェーンソー	ひのはらファクトリー

【11月の予定】

11月 2日(火) 校外学習(2年)	27日(土) 学園マラソン大会
8日(月) 芸能鑑賞講演会	29日(月) 振替休業日
17日(水)～19日(金) 期末試験	

○新型コロナウイルス感染予防のため、授業公開は当面の間中止とさせていただきます。御了承ください。

檜原村教育委員の任命について

令和3年9月15日の第3回檜原村議会定例会で議会の同意を得て、下記のとおり任命されましたのでお知らせいたします。

記

・ 檜原村教育委員（令和3年10月2日～）

氏名 高取 佐智恵

任期 令和7年10月1日まで



！コロナ対策へのご協力をお願いします！

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

本誌に掲載されております各種事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後延期・中止となることがありますので、ご承知おきください。

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
11月 3日(水・祝)	近藤医院	あきる野市 油平35	042-558-0506	21日(日)	櫻井病院	あきる野市 原小宮1-14-11	042-558-7007
7日(日)	あきる野の内科 クリニック	あきる野市 二宮1011	042-558-5850	23日(火・祝)	まつもと耳鼻 咽喉科	あきる野市秋留1-1-10 あきる野クリニックタウン1F	042-550-3341
14日(日)	いなメディカル クリニック	あきる野市 伊奈477-1	042-596-0881	28日(日)	小机クリニック	あきる野市 小中野160	042-596-3908

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL 042-595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (10月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,144 世帯 (3世帯減) 人口 2,074 人 (9人減)
男 1,036 人 (1人減) 女 1,038 人 (8人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 「小沢地区上空より望む ～新たな施設が2つ誕生～」

小沢地区には今年の7月に、じゃがいも焼酎製造等施設「ひのほらファクトリー」が、11月に「おもちゃ美術館」が、それぞれオープンしました。(写真左側にひのほらファクトリー、右側に森のおもちゃ美術館が位置しています。)皆様もぜひ足を運んでみてください。